

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成28年1月25日答申分

## ○答申の概要

|                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係               | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの    | 1件 |
| 国民年金関係                 | 1件 |

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500272号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500099号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成19年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成19年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年9月30日から同年10月1日まで

私は、A社から、誤った資格喪失日で喪失届を提出したため、請求期間が保険給付の対象とならない期間となった旨の連絡を受けた。請求期間は厚生年金保険料を給与から控除されているので、請求期間を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

B厚生年金基金から提出のあった厚生年金基金加入員喪失届及び雇用保険の被保険者記録から、請求者がA社に平成19年9月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出のあった給料台帳によると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給料台帳から確認できる厚生年金保険料控除額等から、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成19年10月1日とすべきところ、誤って同年9月30日として提出し、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の同年9月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500279 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500055 号

## 第 1 結論

昭和 57 年 4 月から昭和 59 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 4 月から昭和 59 年 3 月まで

私が昭和 59 年に結婚した際、請求期間に係る国民年金保険料が未納であったことを妻が知ると、義母にお金を借りて納付してくれた。私自身が直接義母にお金を借り、納付した訳ではないので詳細なことは定かではないが、結婚した昭和 59 年 7 月から子供が生まれた昭和 60 年 3 月頃までに妻が A 市役所の窓口で納付してくれたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、請求者に確認しても、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であるとともに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の妻も納付手続、納付時期、納付金額等の保険料納付に関する記憶が明確ではない。

また、請求者の妻が請求期間に係る国民年金保険料を A 市役所の窓口で納付したとする昭和 59 年 7 月から昭和 60 年 3 月頃までの時点において、請求期間の国民年金保険料は過年度保険料となるが、A 市役所は、窓口で取扱っていた国民年金保険料は現年度保険料のみであり、過年度保険料については、取扱っていなかったと回答している。

さらに、請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿を確認したが、請求期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる記載は見当たらない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録を確認しても、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。